

平成 31 年 3 月 14 日

お客様各位

日本農業株式会社

農業登録のご連絡の件

首記の件、下記について登録されましたのでご連絡致します。

記

適用拡大 平成 31 年 3 月 13 日付

Z ボルドー

登録第 24041 号

(1) 適用内容の変更

- ① 使用方法の追加 なす(すすかび病)、588g/10a、10ℓ/10a、常温煙霧
きゅうり(べと病)、588g/10a、10ℓ/10a、常温煙霧

【追加】

作物名	適用場所	適用病害虫名	使用量	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	銅を含む農業の総使用回数
なす	温室、ガラス室、 ビニールハウス等 密閉できる場所	すすかび病	588g/10a	10ℓ/10a	—	—	常温煙霧	—
きゅうり		べと病						

- ② 使用方法の変更: アスパラガス/「無人ヘリコプターによる散布」⇒「無人航空機による散布」

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	銅を含む農業の総使用回数
アスパラガス	斑点病、茎枯病	500 倍	100~300ℓ/10a	—	—	散布	—
	茎枯病	8 倍	8ℓ/10a			無人航空機による散布	

(2) 注意事項の追加・変更

【追加】

- ・ハウス等の常温煙霧用として使用する場合は特に次の事項に注意すること。
 - ① 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用にあたっては、病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。
 - ② 作業はできるだけ夕刻行い、作業終了後 6 時間以上密閉しておくこと。できれば翌朝までそのままとし、開放後十分換気して入室すること。
 - ③ 煙霧が直接植物体に当たると葉や果実に汚れを生じるので、果実に煙霧が直接当たらないよう措置をとること。
- ・常温煙霧中はハウス内へ入らないこと。また、常温煙霧終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。

【変更後】(変更箇所のみ)

- ・アスパラガスの無人航空機による使用の場合、連用散布すると薬害を生じるおそれがあるので 3 回以上の散布はさけること。
- ・無人航空機による使用の場合、散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ・無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

以上